

# 狙われる日本のタネ！

## 客観基準なき「特性表」審査

### 三宅隆介 質問

種苗法改正案では、「特性表」で登録品種の特性と似ていると推定されるだけで権利侵害と認定できることになっている。例えば在来種であっても登録品種と特性表で似ていると認定されると権利侵害とされてしまうこともありえるのか？

### 経済労働局長 答弁

品種登録されるためには、在来種と明らかな違いがみられる場合のみ登録されるため、権利を侵害していると判断されることはないと考えています。

## 三宅の視点 / 隆介の発想

答弁によれば「侵害の心配はない」とのことですが、これは農水省見解のコピペ答弁です。

グローバルバイオメーカーでは、在来種などの、もともとある品種に新たな特性を付与して登録品種とするケースが多々あります。

また、登録品種には、登録時に在来種に似ているかどうかという観点では審査はされず、申請した特定の性質がこれまでにない特性、あるいは安定的に発現するかなどで決まるのであり、登録品種なのかどうかは人間が「特性表」を見て肉眼で判断します。そのとき、登録品種なのかどうかを誰が見てもすぐにわかるという客観的な基準というものはありません。

ゆえに危険なのです。

## 毎年、高いタネを買わされる！

### 三宅隆介 質問

農水省が作成している「種取りNGリスト」が水面下で拡大していると仄聞しているが、そのことは承知されているか？

### 経済労働局長 答弁

規制対象となる植物については、農水省が、種苗の確保や農業経営を著しく圧迫するような種苗購入費の増大の可能性等について随時検討すると伺っております。

## 三宅の視点 / 隆介の発想

これまで、リストの一部だけが禁止だったのを改正案では全てを許諾が必要、即ち自家増殖禁止にしようとしています。今後、登録品種のものが売れるようになると、国内の生産のうち、登録品種のほうに割合として多くなることは十分にあり得ます。だとすれば、農家にとっては、自家増殖することがとても高いハードルとなり、農家の経営を圧迫することになります。

## 種苗法の改正を急ぐ日本政府

種苗法が改正されようとしています。

種苗法とは、1978年に制定された法律で、タネと苗(コムメ・大豆・麦・果物・野菜・草花)の開発者の知的財産権を守る法律です。

農水省は今回の改正を「種子開発者の権利を守るための改正である」としていますが、これはあくまでも建前であって、法改正の本来の目的は違います。結論から言うと、バイエル(モンサント)、デュポン、シンジェンタなどのグローバルバイオメーカーの種子ビジネス拡大のための法改正です。

## 誰のための法改正!?

本当に国内の種子とその開発者の権利を守りたいのであれば、べつに種苗法を改正しなくても可能です。そもそも今の日本政府に「国内の種子を守ろう」という気はさらさらありません。現に政府は、国内の安価で優良な種子を守るための法律であった「種子法」を2018年に廃止し、同時に制定された農業競争力強化支援法では、それまで行政に蓄積されてきた種子開発の知見を民間企業に開放できるようになっており、そこに外資規制はありません。つまり、種子法廃止がホップで、農業競争力強化支援法がステップで、種苗法改正でジャンプなのです。こうしたホップ、ステップ、ジャンプによって私たち日本国民の食の安全が犠牲にされるわけです。

## 犠牲にされる国民の「食」と「農」

バイエル(モンサント)、デュポン、シンジェンタなどのグローバルバイオメーカーが生産するのは、遺伝子組み換えやゲノム編集の作物です。それらを日本のマーケットで普及拡大し、彼らの利益を最大化するために邪魔になるのが、「種子法」であり、「種苗法」であり、支援するのが「農業競争力強化支援法」ということです。種苗法が改正されることで、まず日本の農家に実害が及びます。例えば在来種であっても登録品種と特性表で似ていると認定されると、その「種取り」をした日本の農家はバイオメーカーの権利を侵害したと認定され賠償金を支払わなければなりません。

ついに、グローバルバイオメーカーによる種子メーカーの寡占化が進み、私たち日本国民は未だ科学的な安全性が確認されていない「遺伝子組み換え」や「ゲノム編集」の作物を食さなければ生きていけないという状況に追い込まれるわけです。ただし、これは陰謀論ではありません。たんなるビジネス・モデルの話です。

# 三宅隆介

With Ryusuke

## Title1 2~3面

誤解を招く!?

# 「財政読本」

行政は歳出が先、家計は歳出が後。

■行財政と家計簿は違う！

With Ryusuke

## Title2 4面

食を脅かす!?

# 「種苗法改正」

遺伝子組み換え作物・ゲノム編集作物  
を食さねば生きられない日本へ

■食の安全を守れ！

プロフィール

昭和46年3月23日生まれ。  
大東文化大学文学部 卒業。ユアサ商事株式会社を経て、松沢成文(当時・衆議院議員)秘書。  
平成15年4月 川崎市議会議員 初当選、現在5期目。川崎市多摩区中野島在住。



詳しい内容はYou Tubeでも!



<http://ryusuke-m.jp/>

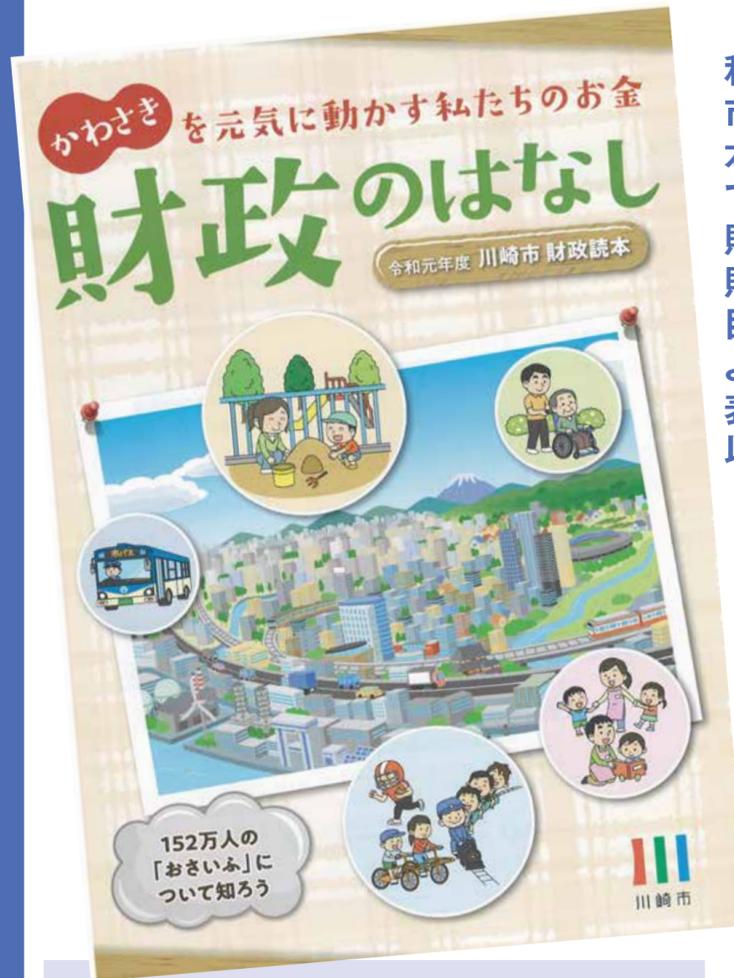
三宅隆介



With Ryusuke

# Title 1

# 川崎市財政局が発行する『財政読本』に異議あり！



私は、去る6月定例会の一般質問に立ち、川崎市財政局が市民向けに発行している『財政読本』という冊子について、何点かの指摘をさせて頂きました。

財政局によれば、この『財政読本』は川崎市の財政状況を市民に解りやすく説明することを目的に作成されたもの、とされていますが…よく内容を読むと市民に誤解を与えかねない表現や表記があります。

以下、質疑内容について概略をご紹介します。

## 川崎市の「緊縮プロパガンダ」毒本（読本）

「市民よ、騙されるな」 ※ 特定の主義・思想についての政治的宣伝。

### Point

- 行財政と家計簿を同列に論じてはならない！
- 行政は歳出が先で歳入が後！
- 租税は財源確保の手段ではない！

コラム 家計簿におきかえてみると…

川崎市の一般会計を家庭の収支におきかえて眺めてみましょう。

限られたお金を活かし、バランスのとれた使い道を考えるという点では市の予算と家計は似ています。スケールを身近なサイズに変えて「川崎市の財政」を実感してみましょう。

例えば年収を500万円とすると…

収入月額		支出月額	
お父さんとお母さんの給料	416,700円	食費	126,000円
役所からの助成金・奨学金	171,600円	義務的経費 医療費など	163,700円
各種ローンの借入金	45,700円	ローンの返済	60,700円
収入計	634,000円	車の購入・自宅の増改築・修繕費	82,700円
		子どもへの送り・おこづかい	136,700円
		光熱費・被服費	64,200円
		支出計	634,000円

食費や医療費など「義務的経費」の部分は支出の中で大きな割合を占めていることがわかります。

川崎市財政局作成「財政読本」より

## 行財政は「家計簿」ではない！

この財政読本には、「市の財政を家計簿に置き換えてみると…」という頁があり、なにやら財政当局が「こんなにやりくりが大変なのだから、市民の皆さんもっと緊縮させてください」と言わんばかりの語調です。

そもそも、家計簿と行政の財政はその性質は全く異なります。例えば、家計には徴税権もなければ、毎年のように借り換え債を発行することなども不可能です。

あるいは自治体が事業主体となる公共インフラ財源の半分は国の負担であるという事実、また自治体負担分の約9割が起債で賄われ、しかもその半分は借り換えが可能であることなどについても、多くの市民はご存じないことでしょう。

しかしながら、この『財政読本』にはそうした補足説明は一切ありません。

## 租税は財源確保の手段ではない！

前述のとおり、地方自治体のみならず、国家予算も同様に、歳出が先であって、歳入が後です。

国家予算の場合には、年度初めに国庫短期証券（短期国債）を発行することで資金を調達し、それにより歳出しています。確定申告は年度末に行われますので国庫に入ってくる税収が確定するのは後からです。

なぜなら、租税は財源確保の手段ではないからです。そもそも通貨発行権を有する政府には、財政制約など存在しない。ではなぜ、政府は税を徴収するのか？

…この問に答えられない人は、政治行政に携わるべきではない。政府が租税を徴収するのは税源を確保するためではなく、様々な経済調整を必要とするためです。調整とは主としてインフレ率の調整であり、ほか、所得格差の是正、好景気・不景気時のスタビライザー（安定化）機能、政策誘導のための課税等です。

『現代貨幣理論』の代表的論者であるL・ランダル・レイが指摘しているように「正常なケースは、政府が財政赤字を運営していること、即ち税によって徴税する以上の通貨を供給していること」なのです。

「財政支出 > 税収」でないと通貨は民間に供給されません。今の日本は…

「財政支出 < 税収」となっており、即ち地方自治体を含め政府が黒字化を目指しているために、民間部門（企業・家計）におカネがまわらないのです。

## 行政は、歳出が先！歳入は後！

表紙をめくると1頁目の冒頭に「入ってくるお金で予算を組み、それを市の仕事としてお金を使っている」ことを説明する図があります。図は、それを時系列でみせ、まず先に歳入があり、そのうえで予算を編成し歳出していることになっています。これは明らかな嘘です。

国であれ、自治体であれ、行政は歳出が先なのであって、歳入は後です。これをスペンディングファーストと言います。

確かに行政はその年の歳入でもって、その年の歳出を賄うのですが、会計年度がはじまるのは、毎年4月1日からです。その時点では税収（歳入）はゼロです。なにせ確定申告は年度末ですので、行政は年度末の歳入見込みをもとに予算を編成し支出しています。

例えば、去る3月に可決成立した川崎市の令和2年度予算案の第4条に「一時借入金 500億円」という条項があります。これは、歳入が後であるがために、最高額で500億円までは一時的な借入れを起こして支出していいですよ、という条項です。もしも歳入が先にあるのなら、このような条項は不要です。

繰り返します。行政は、歳出が先であって、歳入が後なのです。逆に家計は、歳入が先であって、歳出が後となります。



本来は「歳入見込み」とするべき



## 三宅の視点 隆介の発想

本来、こうした副読本を製作するのであれば、「財政」と「家計簿」のちがいを、あるいは租税の目的、地方財政制度の複雑さなど、経済財政に関わる本質的な問題点について詳しく解説すべきです。残念ながら現在の『財政読本』は、財政をあえて家計簿に置き換えることで、市民に対して「川崎市の台所事情はこんなにも苦しいんですよ。だから、あまり行政にオネダリしないでね」と喧伝するための政治広告となっています。何度でも言おう「財政と家計簿は違う！」